

中世武家の置文と讓状

田中大喜

Testaments and Deeds of Transfer within Medieval Warrior Households

TANAKA Hiroki

はじめに

- ① 武家置文の属性と機能
 - ② 武家置文の法的性格
 - ③ 武家置文の変容
- おわりに

【論文要旨】

本稿は、中世の武家が作成した置文は讓状と密接な関係を持ちながらも、それとは初発的に属性・機能を異にする別個の文書として成立したという理解を前提に、鎌倉期の事例を網羅的に収集してその属性・機能・法的性格を考察し、武家置文の本質を追究したものである。また、南北朝期以降の武家置文の特色についても考察し、その変容の実態を追究した。

中世の武家置文の属性は、所領讓与に際し、本来制定者⇨讓与者の口頭によって伝えられるはずの相続人⇨被讓与者が果たすべき責務を、後世のために記録することにあつた。置文に記された相続人⇨被讓与者が果たすべき責務の規定は、同時に作成された讓状の施行細目でもあり、置文は讓状の讓与効力を補完する機能を果たしたといえる。讓状も置文も、讓与者の意思のみで作成されたが、その死後に被讓与者間による内容確認⇨合意形成がなされることで、その世代における法的効力が担保された。ところが、十三世紀末の鎌倉幕府の本主興行令により、置文の規定は幕府権力によつ

て保障されるようになった結果、それは被讓与者の世代を越えた法的効力を持つに至り、永続的な規範性を獲得する契機になった。南北朝期以降、武家の家では置文が家法化し、讓状の上位に位置づく法規になったが、このような現象は本主興行令にもとづく置文の法的効力の向上を受けてのことと見られる。十五世紀になると、武家の家における父子二頭体制の構築に伴い、宛所を嫡子に限定する置文が出現した。この置文の内容は、家督相続時に家督（隠居）と嫡子（次期家督）との間でのみ確認⇨公開され、そのほかの得分親たち⇨庶子はその場から排除されたと考えられる。一方、家法化された置文の内容も讓状に引用されるだけになり、それ自体が一族に公開されることはなくなった。こうして十五世紀以降、武家の置文は公開性を希薄化させ、「秘される文書」へと変容していったのである。

【キーワード】置文、讓状、仮名表記、讓与効力の補完、本主興行令

はじめに

本稿の課題は、中世の武家が作成した置文^①の本質を追究するべく、その属性・機能・法的性格を明らかにすることである。まずは、置文に関する研究史を振り返りながら、問題の所在を明らかにしておきたい。

置文の研究は、古文書学の分野において端緒が開かれた。佐藤進一氏は、置文を「被譲渡者その他の子孫に対する遺言・遺命の類を記した」文書と定義し、それが処分目録（譲渡対象を列挙し、譲渡者の処分の意思を一方的に表明する文書）のなかから発生し、のちに独立して作成されるようになったと指摘した^②。そして氏は、置文に記された主な内容として、①相続人の範囲や相続順位、②相続の対象物の保護、③年貢・公事等の貢租や諸負担、④遺命違反者に対する制裁、の四点を挙げ、総じて相続人＝被譲与者が果たすべき責務の規定となっていたことを示した。また、その一方で、置文には「所領譲与とは直接関係なく、とくに寺院などで将来にわたって一同で遵守すべき事項を列挙した規式に類するものがある」とも指摘し、置文を二つの類型に整理したのである。その後、この佐藤氏の研究を受けた石井進氏は、前者の置文が処分目録から分離して独立した文書になる際に、後者の置文の形式が参考にされたと述べ、佐藤氏が整理した置文の二つの類型の相関関係について論じた^③。また、石井氏は、置文は讓状と密接な関係にあり、両者は機能を分離していくとも指摘した^④。

これら古文書学の観点からの研究に対し、石母田正氏は、置文を在地領主法の原初的形態と位置づけて法制史の観点から考察し、置文研究に新たな領域を切り開いた^⑤。氏は、右の石井氏の研究を踏まえて、置文は「讓状にふくまれている規範的部分が、独立の、定式化された法規範として分化した形式^⑥」を持つと指摘したうえで、置文がそのような客観的に定

立した法規範として分化するためには、分割相続から嫡子単独相続への転換という領主制内部の構造変化を必要としたと論じた。石母田氏は、置文を嫡子単独相続にもとづく家産を基礎とした在地領主の家の恒久的規範と捉えたわけだが、そのため分割相続段階に確認できる置文は「初期形態」と処理されることになった。氏の議論は、対象を在地領主＝武家領主の置文に限定したもののだが、置文を讓状から成立した文書と捉える一方、領主制内部の構造変化と関連づけてその発展段階を想定した点^⑦が特筆される。

この石母田氏の研究以降、武家の置文は在地領主法という研究視角から分析が深められ^⑧、かつ個々の置文から武家の領主支配や一族結合の特質を追究する研究が蓄積されていった^⑨。しかしその一方で、古文書学の分野において関心が寄せられた、置文の本質を追究する議論は停滞してしまつた。こうした状況のなか、近年、異昌子氏は、讓状と処分状（処分目録）の原理的役割の差異を明らかにしたうえで、公家文書を事例に、処分状の財産処分を示す役割が讓状へ、子孫に対する遺言を示す役割は置文へと分化していったと論じ^⑩、置文の本質を追究する議論を再び提起したのである。

このように置文に関する研究史を振り返ってみると、置文の研究は古文書学と法制史の二つの分野からアプローチされてきたことがわかるが、両者とも置文に対して次のようなシエーマを共有していることに気がつく。すなわち、両者はともに、置文は先行して存在した証書類（処分状・処分目録・讓状）から分化する形で成立したというシエーマを共有しているのである。しかしながら、この点に関して、本稿が考察対象とする中世の武家が作成した置文に焦点を絞ると、次のような問題点を指摘できる。すなわち、①中世の武家文書は処分状や処分目録よりも讓状が圧倒的に多いため、武家の置文は処分状や処分目録から分化して成立したとは想定しにくい、②院政期には讓状と同時に作成された置文が

確認され、また後掲の【表】に示したように鎌倉期以降もそのような置文が多数確認できるといふ事実を鑑みると、武家の置文は讓状から分化して成立したとも想定しにくい、のである。

そこで本稿では、以上のような問題点を踏まえ、中世の武家の置文は讓状と同時に作成されることが多いという事実に着目して、武家の置文は讓状と密接な関係を持ちながらも、それとは初発的に属性・機能を異にする別個の文書として成立したものと理解する。したがって本稿では、分割相続段階にある鎌倉期の武家の置文について、石母田氏のように「初期形態」と捉えるのではなく、「本来的な形態」と捉える。そして、嫡子単独相続段階へと移る南北朝期以降の置文は、それが「変容した形態」と把握する。

それでは以下、右のような研究視角にもとづき、讓状との関係・差異に留意しながら、中世の武家が作成した置文の属性・機能・法的性格を追究し、その本質を明らかにする。また、南北朝期以降の置文の特色についても検討し、その変容の実態に迫ってみたい。

① 武家置文の属性と機能

1 武家置文の原則

本稿の課題に迫る前提として、まずは鎌倉期の武家が作成したことが明らかでない置文を網羅的に収集し、武家置文の原則を導出する。その際、置文の内容は多様であるため、文書様式からアプローチを試みる。古文書学において、置文の様式は一定しないと指摘されているが、以下のように五つの様式上の共通要素を抽出することができるため、ここからその原則を導出することができると考える。なお、考察の対象とする置文は、類型の違いを問わず、佐藤氏の定義を踏まえて被讓与者やその子孫

に対する制定者（讓与者）の遺言・遺命を記した置文とし、そのような置文とは属性・機能が異なると目される自己との関わりが深い寺社に対するものは捨象する。

次に掲げた【表】は、右のような観点から、『鎌倉遺文』と『中世法制史料集第四卷 武家家法Ⅱ』から収集した鎌倉期の武家の置文についてまとめたものである。全部で六十六点を収集することができたが、これらのうち、偽文書と目されるNo.1・7・62¹⁴を除いた六十三点の置文から様式上の共通要素を抽出し、武家置文の原則を導出してみたい。

(1) 表記

全文仮名表記ないしは仮名交じり表記の置文は五十五点におよぶのに対し、全文漢字表記の置文は八点（No.3・5・9・13・19・32・50・65）に留まることが確認できる。このことから、武家の置文は仮名で表記されることを原則にしたと判断される。この点は、武家置文の属性を考察するうえで注目すべき事実と考えるので、次節で詳しく検討する。

ただし、おおよそ鎌倉時代半ば（十三世紀中葉）までとなる、No.1～20までの置文に限って見てみると、偽文書と目される二点を除く十八点のうち、全文漢字表記の置文が五点あることに気がつく。この十八点のなかには、一部漢文混じりの置文が二点あるが、これも漢字表記の置文として捉えらるると、十八点中七点が漢字表記の置文となり、鎌倉時代半ばまでの置文は漢字表記の割合が高いと判断できる。¹⁵すると、武家置文の表記方法は、おおよそ鎌倉時代半ばを画期に、漢字から仮名へと変化していったと把握することができるだろう。その要因について、ここで詳細に明らかにすることはできないが、後述するように置文と密接な関係を持つ讓状は漢字表記を原則としていたことに鑑みると、鎌倉時代半ばまでの置文は、讓状の表記方法の影響を受けていたとひとまず考えておきたい。

【表】 鎌倉期武家置文一覧

| No. | 年月日 | 文書名 | 内容 | 表記方法 | 署名 | 宛所 | 書止文言 | 譲状 | 刊本番号 | 備考 |
|-----|-------------------|--------------|-------|-------|-------------|------------|----------------------------|----|-------------|--|
| 1 | 建久6年(1195)2月9日 | 蓮生(熊谷直実)置文写 | ⑤ | 漢文 | 蓮生判 | なし | 仍置文如件 | × | 『鎌』2-769 | 偽文書か |
| 2 | 建保4年(1217)5月16日 | 池内公通置文 | ② | 仮名 | 公通(花押) | なし | 仍のちのために、をきふみのしやう如件 | × | 『鎌』4-2232 | |
| 3 | 嘉禎4年(1238)8月25日 | 藤原家門置文案 | ②・③ | 漢文 | 藤原在判 | なし | 可遂其節之状如件 | ○ | 『鎌』7-5298 | |
| 4 | 寛元3年(1245)5月11日 | 定心置文 | ②・③・⑤ | 漢文+仮名 | 僧(花押) | なし | ゆめ、たかふへからす、あなかしこ | ○ | 『鎌』9-6485 | 公事田数配分規定のみ漢文表記、定心の継目裏花押あり |
| 5 | 宝治2年(1248)6月日 | 光西(伊賀光宗)置文 | ③ | 漢文 | 沙弥光西(花押) | なし | 可沙汰進之状如件 | × | 『鎌』10-6986 | |
| 6 | 建長2年(1250)10月20日 | 定心置文案 | ②・③・⑤ | 漢文+仮名 | 僧在判 | なし | ゆめ、たかふへからす、あなかしこ | × | 『鎌』10-7236 | 公事田数配分規定のみ漢文表記 |
| 7 | 建長5年(1253)7月10日 | 栄尊置文案 | ①・④ | 漢文+仮名 | 法橋栄尊在判 | なし | その代くわんしきをミな、とるへし | ◎ | 『鎌』10-7582 | 偽文書 |
| 8 | 建長6年(1254)6月30日 | 尼深妙置文 | ⑤ | 仮名 | (花押) | なし | いらんあるへからさる状如件 | ○ | 『鎌』11-7772 | 女性 |
| 9 | 建長8年(1256)3月15日 | 茂木知宣置文 | ①・②・③ | 漢文 | 左衛門尉知宣(花押) | なし | 不可有不和之儀状如件 | ◎ | 『鎌』11-7977 | |
| 10 | 康元1年(1256)12月19日 | 尼深妙置文 | ⑤ | 仮名 | (花押) | しんしやくの御房 | へちのしさいにをよハす候也、あなかしこ、ゝゝゝゝ | ○ | 『鎌』11-8064 | 女性 |
| 11 | 正嘉2年(1258)10月3日 | 尼深妙置文 | — | 仮名 | (花押) | しかの大らう殿 | さうい候へき候らんハする也、あなかしこ | — | 『鎌』11-8294 | 女性、欠損が多く内容・譲状不明 |
| 12 | 弘長1年(1261)5月10日 | 詫磨能秀置文 | ⑤ | 仮名 | 能秀(花押) | なし | かくのこことかきおとところなり、あなかしこ、ゝゝゝゝ | ○ | 『鎌』12-8651 | |
| 13 | 弘長2年(1262)3月日 | 僧宗弁置文 | ⑤ | 漢文 | 地頭僧宗弁(花押) | なし | 仍為後日沙汰、置文之状如件 | × | 『鎌』12-8790 | 『鎌』文書名は施無畏寺々領坪付 |
| 14 | 弘長2年(1262)11月8日 | 尼深妙置文 | ① | 仮名 | 尼深妙(花押) | なし | ちきやうすへき状如件 | × | 『鎌』12-8884 | 女性 |
| 15 | 弘長3年(1263)10月8日 | 熊谷直時置文 | ⑤ | 仮名 | 直時(花押) | なし | もしのためにかきを所也、かしく | ○ | 『鎌』12-8998 | 直時の継目裏花押あり |
| 16 | 弘長4年(1264)1月27日 | 尼深妙置文 | ⑤ | 仮名 | 尼深妙(花押) | なし | 仍さためをくところ如件 | × | 『鎌』12-9045 | 女性 |
| 17 | 文永2年(1265)2月13日 | 尼深妙置文 | ① | 仮名 | 深妙(花押) | なし | よてのちのために、しやうくたんのことし | × | 『鎌』12-9218 | 女性 |
| 18 | 文永2年(1265)6月2日 | 道仏(鳥津忠時)置文案 | ①・④ | 仮名 | 道仏判 | なし | そのいらんせんもの、りやうを申給はるへし | ○ | 『鎌』13-9296 | |
| 19 | 文永4年(1267)3月5日 | 道意(志々日義宗)置文案 | ③ | 漢文 | 沙弥道意在判 | なし | 不可違背之状如件 | × | 『鎌』13-9660 | |
| 20 | 文永5年(1268)3月 | 尼めうかい置文 | ① | 仮名 | 尼めうかい(花押) | なし | たのさまたけあるへからす | × | 『鎌』13-9906 | 女性 |
| 21 | 文永8年(1271)5月7日 | 道智(二階堂行氏)置文案 | ⑤ | 漢文+仮名 | なし | なし | 可致沙汰之状如件 | × | 『鎌』14-10828 | |
| 22 | 文永8年(1271)6月7日 | きやうせい置文案 | ④ | 仮名 | そうきやうせいありはん | なし | よてこ日のために、せうもんのしやうくたんのことし | ○ | 『鎌』14-10837 | |
| 23 | 文永8年(1271)9月15日 | 道仏(鳥津忠時)置文案 | ①・③・④ | 仮名 | たうふつ判 | なし | かきあたふるさう、くたんのことし | ○ | 『鎌』14-10879 | |
| 24 | (建治2年(1276)カ)7月2日 | 北条実時置文案 | ⑤ | 仮名 | 実一 | 越後六郎殿 | 仍執達如件、アナカシコ、ゝゝゝゝ | × | 『武家II』14 | |
| 25 | 建治3年(1277)6月24日 | 定仏(渋谷重経)置文案 | ④ | 仮名 | ありはん | てらをのいや四郎殿 | かやうに申をく也 | × | 『鎌』17-12763 | |
| 26 | 建治3年(1277)6月日 | 僧宗弁置文 | ③・④ | 仮名 | 僧宗弁(花押) | 進上 浄林御房 | せうもんのための状如此 | × | 『鎌』17-12766 | |
| 27 | 建治3年(1277)10月21日 | 定仏(渋谷重経)置文案 | ④ | 仮名 | ありはん | なし | かねてかやうに申をく也 | × | 『鎌』17-12884 | |
| 28 | 建治3年(1277)10月21日 | 定仏(渋谷重経)置文案 | ④ | 仮名 | ありはん | てらをのいや四郎殿 | 返々いつれの下人にあるへからす | × | 『鎌』17-12885 | |
| 29 | 建治3年(1277)12月1日 | 定仏(渋谷重経)置文案 | ④ | 仮名 | 定仏ありはん | なし | よんて後の証文のために、かやうに申をく也 | × | 『鎌』17-12929 | |
| 30 | 弘安4年(1281)4月16日 | 鳥津久経置文 | ⑤ | 仮名 | 久経(花押) | なし | ようゝの時ハ、そりやうにあひたつねつき也 | ◎ | 『鎌』19-14294 | |
| 31 | (弘安5年(1282))9月5日 | 永安兼安置文 | ① | 仮名 | 兼安(花押) | なかやすのねうハうへ | このよしお御ころへあるへ候、あなかしこ | × | 『鎌』19-14694 | |
| 32 | 弘安6年(1283)4月5日 | 大見行定譲状 | ① | 漢文 | 民部大夫行定(裏花押) | 七郎家綱 | 依置文状如件 | ◎ | 『鎌』20-14835 | 譲状に続けて置文が記される |
| 33 | 弘安8年(1285)1月4日 | 相馬胤顕置文 | ① | 仮名 | 平胤顕(花押) | なし | よてのちのためにしやう如件 | ○ | 『鎌』20-15401 | ただし、「いたはり火急なるにより、めんゝのゆつりをあたふるにおよはす」とあり |
| 34 | 弘安8年(1285)4月10日 | せうあみたふつ置文案 | ①・③ | 仮名 | せうあみたふつ在判 | なし | よてこ日のために、せうもんくたんのことし | × | 『鎌』20-15560 | |
| 35 | 弘安10年(1287)1月21日 | 渋谷明重後家尼置文案 | ① | 仮名 | 母尼判 | なし | よてしやうくたんのここと候 | × | 『鎌』21-16155 | 女性 |
| 36 | 正応1年(1288)10月日 | 尼寿阿置文案 | ①・③ | 仮名 | 寿阿弥陀仏在判 | なし | さかいゝゆつり状にみゑたり | ○ | 『鎌』22-16802 | 女性 |

【表】 鎌倉期武家置文一覧 (つづき)

| No | 年月日 | 文書名 | 内容 | 表記方法 | 署名 | 宛所 | 書止文言 | 讓状 | 刊本番号 | 備考 |
|----|--------------------|-------------|-----------|------|--------------------------|-----------|--------------------------------|----|--------------|--------------------------------|
| 37 | 正応2年(1289)7月日 | 明心(深堀時光)置文 | ④・⑤ | 仮名 | しやみ明心(花押) | なし | へんたうニちもとをつけれ候へし | × | 『鎌』22-17086 | |
| 38 | 正応2年(1289)8月5日 | 明心(深堀時光)置文 | ④・⑤ | 仮名 | しやみ明心(花押) | なし | しやうくたんのことし | ◎ | 『鎌』22-17093 | |
| 39 | (正応5年(1291)か)2月19日 | 島津忠継置文案 | ⑤ | 仮名 | 忠継 | 伊作三郎左衛門尉殿 | 恐々謹言 | × | 『鎌』23-17910 | 『鎌』27-20745も同文書 |
| 40 | 正応5年(1292)11月5日 | 佐々木頼綱置文案 | ①・②・④ | 仮名 | 前出羽守在判 | なし | きやうこうのために、かきをくところ如件 | ○ | 『鎌』23-18062 | 後筆と思われる氏綱と他一名の花押あり |
| 41 | 永仁3年(1295)12月16日 | 日門置文写 | ④・⑤ | 仮名 | 日門(花押影) | なし | みらいまで、いましめおくとくろなり | × | 『鎌』25-18946 | 寄進状の遵守を規定 |
| 42 | 永仁4年(1296)6月24日 | そうしん置文 | ③ | 仮名 | 沙弥そうしんなまへ | なし | さらにおしつすへからさる状如件 | × | 『鎌』25-19088 | 公事配分規定だが仮名表記 |
| 43 | 正安1年(1299)8月日 | 比志島忠範置文 | ①・③・④ | 仮名 | 源忠範(花押) | なし | ゆめい、このきをそむかるましく候、あなかしこ、…… | ◎ | 『鎌』26-20217 | |
| 44 | 正安4年(1302)6月1日 | 時願(深堀時仲)置文 | ② | 仮名 | しやみしくわん(花押) | なし | まこ太郎ときみちのしそんちきやうすへきしやう、くたんのことし | ◎ | 『鎌』28-21090 | |
| 45 | 嘉元2年(1303)5月24日 | 曾我泰光置文 | ④ | 仮名 | 左衛門尉泰光(花押) | なし | よりてのちのために状如件 | ◎ | 『鎌』28-21833 | |
| 46 | 嘉元3年(1304)2月15日 | そめう置文 | ④・⑤ | 仮名 | ますとみのそめう(花押) | なし | 仍くたんのことし | × | 『鎌』29-22100 | |
| 47 | 嘉元4年(1305)8月21日 | 沙弥行恵置文 | ④・⑤ | 仮名 | しやみ行恵(花押) | なし | よて五日のために状如件 | ○ | 『鎌』補1837 | |
| 48 | 徳治2年(1307)3月20日 | 出雲泰則置文 | ①・④ | 仮名 | こくさう大しやのかんぬしいつものやすりの(花押) | なし | よんて状如件 | × | 『鎌』30-22896 | |
| 49 | 徳治3年(1308)8月13日 | 和田兼連置文 | ①・④ | 仮名 | 兼連(花押) | なし | よて為後日、おきふみの状如件 | ○ | 『鎌』30-23332 | |
| 50 | 延慶2年(1309)1月6日 | 尼忍照置文 | ③・④・⑤ | 漢文 | (花押) | なし | 永代可令領知之状如件 | ○ | 『鎌』31-23556 | 女性 |
| 51 | 延慶4年(1311)2月25日 | 蓮道(相良長氏)置文 | ①・②・③・⑤ | 仮名 | しやみれんたう(花押) | なし | こにちのために、をきふみの状くたんのことし | ○ | 『鎌』31-24226 | 蓮道の継目裏花押あり |
| 52 | 正和3年(1314)2月28日 | 尼忍照置文写 | ③・④ | 仮名 | 忍照(花押影) | なし | 仍為向後置文状如件 | × | 『鎌』補1951 | 女性 |
| 53 | 正和3年(1314)3月10日 | 正心(早岐清基)置文案 | ③・④・⑤ | 仮名 | 正心在判 | なし | すゑい、までもおこたる事あるへからさる状如件 | ○ | 『武家II』26 | |
| 54 | 正和4年(1315)6月10日 | 平もりすみ置文 | ② | 仮名 | たいらのもりすみ(花押) | なし | よて五日ためにしやうくたのこし | ○ | 『鎌』補1971 | |
| 55 | 正和5年(1316)3月16日 | 大行(南条時光)置文 | ⑤ | 仮名 | 沙弥大行(花押) | なし | けんけさう五つうに、自ひちしよけんハミえへく候状如件 | × | 『鎌』33-25767 | |
| 56 | 元応1年(1319)11月19日 | 尼誓仏置文 | ⑤ | 仮名 | 比丘尼誓仏(花押) | なし | のちのために、かきをくところくたんのことし | × | 『鎌』35-27317 | 女性 |
| 57 | 元応2年(1320)11月4日 | さたすみ置文 | ① | 仮名 | さたすみ(花押) | なし | ゆつるへき状如件 | × | 『鎌』36-27622B | |
| 58 | 元亨1年(1321)9月6日 | 道義(島津忠宗)置文 | ⑤ | 仮名 | 道義(花押) | なし | 申給へき状如件 | × | 『鎌』36-27857 | |
| 59 | 元亨1年(1321)10月24日 | 市河盛房置文 | ①・②・③・④・⑤ | 仮名 | 盛房(花押) | なし | 仍為後日、書置処如件 | ◎ | 『鎌』36-27885 | 盛房の継目裏花押あり |
| 60 | 元亨3年(1323)6月23日 | 平すへすみ置文 | ① | 仮名 | たいらのすへすみ(花押) | なし | よてのちのために如件 | × | 『鎌』37-28437 | |
| 61 | 元亨3年(1323)10月11日 | 尼けんかい置文 | ① | 仮名 | あまけんかい(花押) | なし | 仍状如件 | × | 『鎌』37-28554 | 女性 |
| 62 | 正中1年(1324)10月13日 | 千葉胤貞置文案 | ④・⑤ | 漢文 | 胤貞 | なし | 仍為未代、証状如件 | × | 『鎌』37-28924 | 偽文書 |
| 63 | 正中2年(1325)4月19日 | 道慶(島津宗久)置文 | ①・④ | 仮名 | 道慶(花押) | なし | 仍未代のために、せうもんの状如件 | ◎ | 『鎌』37-29091 | |
| 64 | 元徳3年(1331)12月13日 | 某置文案 | — | 仮名 | 欠 | なし | よてのちのために状如件 | × | 『鎌』40-31560 | 欠損が多く内容不明 |
| 65 | 元弘2年(1332)2月20日 | 藤原康政置文案 | ④ | 漢文 | 藤原康政在判 | なし | 仍為後代亀鏡、置文之状如件 | ◎ | 『鎌』41-31695 | 『鎌』は讓状と置文を同番号に収めるが、両者は別文書と見られる |
| 66 | 元弘3年(1333)6月24日 | 道慶(島津宗久)置文 | ⑤ | 仮名 | たうけい(花押) | 諸三郎殿 | わけてとらるへき状如件 | × | 『鎌』41-32296 | |

註：1) 「文書名」は筆者の判断で適宜改めている。
 2) 「讓状」の◎はセットとなる讓状の正文ないしは案文が現存していること、○はセットとなる讓状の存在が置文から読み取れること、×はセットとなる讓状が確認できないことを示す。
 3) 「刊本番号」の『鎌』は『鎌倉遺文』を示し、巻数と文書番号を表記する。『武家II』は『中世法制史料集第四巻 武家家法II』を示し、文書番号を表記する。
 4) 「内容」の①は相続人の範囲や相続順位、②は相続の対象物の保護、③は年貢・公事などの諸負担、④は遺命違犯者に対する制裁、⑤はその他、を示す。
 5) 「書止文言」の文字は、欠損であっても推測可能な場合はその文字を記している。

(2) 署名

一例 (No.21) を除き、制定者の署名が据えられていることが確認できる。したがって、武家の置文は、制定者の署名が据えられることを原則としたことがわかる。ただし、署名の仕方は、「実名ないし法名(花押)」・「官職+実名(花押)」・「姓(花押)」・「姓+実名(花押)」・「花押のみ」と多様だった。

(3) 日付

二例 (No.24・31) を除き、書下年号が記されていることが確認できた。したがって、武家の置文は、書下年号を持つことを原則としたことがわかる。そのため、たとえ置文は仮名で、かつ書札様で書かれたとしても、正式な文書として作成されたことが知られる。

(4) 宛所

宛所のある置文、すなわち書札様の置文は九点 (No.10・11・24・25・26・28・31・39・66) に留まることが確認できる。¹⁶このことから、武家の置文は宛所を持たない¹⁷被譲与者(相続人)一同を対象として作成されることを原則としたと判断される。置文の内容が特定の人物を対象とする場合のみ、宛所が記されたのだろう。

(5) その他

複数紙にわたって置文が記される場合、継ぎ目裏に制定者の花押が据えられた置文が四点確認できる (No.4・15・51・59)。いずれも正文であることから、この点も武家置文の原則に含めたい。

2 譲状との関係からみた武家置文の属性

以上の武家置文の原則を踏まえ、次に譲状との関係・差異に留意しながら、その属性について考察する。その際、前述したように、武家の置文は仮名で表記されることを原則とした点に注目したい。なぜならば、古文書学において譲状も一定の固定した様式はないと指摘されている¹⁷ものの、鎌倉期の武家文書の譲状を通覧すると、それは漢字表記を原則とした様相がうかがえ、置文の表記はこれと対照的になっているからである。よって、仮名表記という原則にこそ、置文固有の属性を探るうえでの鍵が隠されていると考えるのである。

譲状は漢字表記を原則としたのに対して、置文は仮名表記を原則としたと見られる。この譲状と置文の表記上の差異は、前者が譲与者の所属する地方行政機構ないしは支配者(主人)に譲与行為を承認してもらうために作成されたの¹⁹に対し、後者にはそうした目的がなかったことを表していると考えられる。しかしながら、置文は上位権力への提出¹⁸上申文書としての役割が想定されていなかったとしても、書下年号を記した「正式な文書」として作成された点に鑑みると、仮名表記には特定の意図があったように考えられる。

そこでまず注目されるのが、【表】No.24の北条実時置文案とNo.43の比志島忠範置文の末尾に記された文言である。前者には、「此事トモクハ^(詳)シク披覽シテ、ヨクく存知候ヘトテ、病モ日ニソヘテヲモリ、年ツモリ候テ、今ハ手モフルヒ、目モミヘス候ヘトモ、カムナニ^(仮名)自筆ニカキテ候也」とある。置文作成時の実時は重篤だった様子がうかがえ、そのために仮名の文章しか書けなかったとも考えられるが、この文言は、被譲与者に置文の内容を「クハ^(詳)シク披覽シテ、ヨクく存知」させるために、たとえ重篤であっても自ら仮名で記したと解釈するべきと考える。一方、後者には、「このてうくあん^(愚案)のとをり、そんち^(存知)のために、わざと

かなをもて、かきをく也」とあり、被讓与者に忠範の意図を理解させるために、わざと仮名で記したことが明記されている。これらのことから、置文の仮名表記とは、一義的には被讓与者の内容理解を助けることを意図したものと理解できよう。すると、特に前者は、十分な漢文のリテラシーを持っていたと思われる北条氏一族でさえ、被讓与者に置文の内容をよく理解させるために仮名で記したことが確認でき、興味深い。

しかしその一方で、仮名表記には、制定者の口頭の詞を表記するという意図が込められていたとも推測される。というのも、尋問調書である申詞記は、本人が語ったことを第三者（尋問側）が語り口のままに記した文書であり、それゆえ仮名表記ないしは仮名交じり表記の文書になった⁽²⁰⁾が、武家の置文もこれと同様に見なせると考えられるからである。また、申詞記は本人に署名させることで成立し、これにより詞の確定と信憑性を持たせたという。これに対して武家の置文も、前述したように制定者の署名が据えられることを原則としており、同様の意図と理解できよう。

さらに、【表】No.5・13・20・26・36・37・43のように、武家の置文のなかには日付のないものが散見されるが、この事実も右の推測を補強する材料になると思われる。すなわち、訴訟文書である訴陳状にも日付のないものが散見されるが、本来訴訟は当事者の口頭によって行われたため、発せられると同時に消滅する音声の代用物として用いられた訴陳状は、時間の要素を欠いたと指摘されている⁽²¹⁾。この指摘を踏まえると、置文も音声の代用物として使用されたために日付＝時間の要素を欠いたとも考えられるのである。なお、前に掲げた実時の置文案のように、武家の置文には制定者の自筆であることをわざわざ明記しているものが確認できるが、このことも、本来その内容は制定者本人の音声で伝えられるものであったことを意識した行為と捉えられる⁽²²⁾。

そして、置文には、しばしば「定置」・「書置」・「記置」といった文言

が記されるが、村落の置文の場合、これらの文言には口頭によって伝えられてきた村落構成員の内部規律を後世のために記録するという意識が込められたという⁽²³⁾。この指摘に鑑みると、武家の置文も村落の置文と同様に、本来口頭で伝えられるべき制定者の遺言・遺命を後世のために記録するという目的を持って作成された様子がうかがえよう。

制定者の遺言・遺命の具体的な内容は、おおよそ、①相続人の範囲や相続順位、②相続の対象物の保護、③年貢・公事等の貢租や諸負担、④遺命違反者に対する制裁、となっており、総じて相続人＝被讓与者が果たすべき責務になっていることがわかる。この点は、冒頭で述べたように佐藤氏が夙に示している通りであり、【表】の「内容」からも見て取ることができよう。しかし、本稿では置文を讓状とは初発的に属性・機能を異にする別個の文書と捉えるため、これらの内容が讓状から切り離されて置文に記された意味を重視したい。そこで、置文の目的が本来口頭で伝えられるべき制定者の遺言・遺命を後世のために記録することであったという点を踏まえて、このような観点から武家の置文の属性を捉えると、次のようになると考えられる。すなわち、それは所領讓与に際し、本来制定者の口頭によって伝えられるはずの相続人＝被讓与者が果たすべき責務を、後世のために記録することであったと考えられるのである。ただし、武家の置文は讓状と同時に作成されることを基本とした文書と見られることから、その規定は讓状の対象となる次世代のみに適用される一回性の規範と捉えるべきと考える⁽²⁴⁾。

3 讓状との関係からみた武家置文の機能

続いて、同じく讓状との関係・差異に留意しながら、武家置文の機能について考察する。まずは、次の史料に注目したい。

【史料1】「入来院文書」⁽²⁵⁾

譲与

所子息虎一丸

一所 薩摩国入来院内清色南方、四至堺可任本証文者也、

(中略)

右、所領等者、母堂顕心重代相伝所領也、而重勝所讓得也、仍子息

虎一丸ニ限永代相副手継証文・御下文、譲与者也、巨細之旨見置文、

不可有違乱妨、仍為後証讓状如件、

貞和五(二四九) 壬六月廿三日 平重勝在判

渋谷重勝が子息の虎一丸(渋谷重継)に与えた讓状の案文である。この讓状案において重勝は、母の顕心から讓られた所領を虎一丸に譲ることを記しているが、傍線部を見ると、譲与の詳細については置文を参照するように規定したことがわかる。その置文が次の史料である。

【史料2】「入来院文書」⁽²⁶⁾

置文条々

一、(第一卷)子息虎松丸・舎弟虎一丸兩人譲与所領事、四至堺見本証文矣、

一、(第二卷)諸御公事任先例そのさたをいたすへし云々、

一、(第三卷)定円・顕心のおきふみにまかせて、そのむねを(存知)そんちすへし、

次庶子等事、北方ニおきてハ虎松かは(計)からひたるへし、南方ニ

おきてハ虎一かはからひたるへし矣、

一、(第四卷)虎松無子孫者、虎一仁つくへし、虎一無子孫者、可持虎松云々、

女子仁おいてハ壹町壹箇所耆期分もつへし、兩人分同前、

一、(第五卷)於養子者、少分もゆつるへからず、

一、(第六卷)雖有帶重勝讓状族、惣領并二郎北南於面々ゆつりあたふるもの

也、於此内有対論族者、重勝跡於不可知行云々、

右、於一人跡者、守器用仁一人仁ゆつるへし、其外者一期分たるへし、至子々孫々、守此旨可令知行、若於背此旨輩者、重勝於(跡之)不可知行、仍置文状如件、

貞和五年閏六月廿三日 平重勝(花押)

【史料1】の讓状案と同年月日付けの重勝の置文である。この点からも、両者は同時に作成されたことが確認できる。

【史料2】の置文には、重勝が虎松丸(渋谷重門)と虎一丸のみに対し、所領(入来院清色郷)を南北にわけて譲与することを規定する(第一条・第六条)一方、公事の負担(第二条)・庶子の扶持(第三条)・相続所領の保護および相続人の範囲(第四条・第五条)といった、所領を譲与される兩人が果たすべき責務が記されていることがわかる。虎松丸と虎一丸は、これらの置文の規定を遵守することで、はじめて重勝の譲与所領を知行することができたのであり、重勝の譲与は讓状だけで完結するものではなかったことが知られる。したがって、この事例からは、譲与に際して讓状と置文が同時に作成された場合、置文は讓状の施行細目を規定する文書として作成され、讓状の譲与効力を補完する機能を果たしたと理解できよう。

次の史料は、このような讓状と置文の関係を端的に示したものと捉えられる。

【史料3】「飯野八幡宮文書」⁽²⁷⁾

讓渡所領之事

(中略)

右、彼所々者、頼泰重代相伝之所也、知行于今無相違、然二郎左衛門光貞仁、永讓渡所也、但兄弟面々仁、任一筆同日讓状・置文之旨、可令知行者也、仍讓状如件、

(二九四)
永仁貳年十一月十一日
(裏書略)

頼泰在判

伊賀頼泰が嫡子の光貞に与えた讓状の案文である。この文書で注目すべきは、傍線部の規定である。ここには、頼泰は光貞の兄弟たちにも所領を讓与したが、これらについては同日に作成した彼らに対する讓状と置文の内容に従って知行するようとの規定が記されている。このことから、頼泰の讓与は讓状と置文がセットになって機能した様子がうかがえ、置文は讓状の讓与効力を補完する機能を果たしたことが端的に確認できるのである。

以上のように、武家の置文は、初発的に讓状とは属性も機能も異なる文書だったと考えられる。⁽²⁸⁾それゆえ、両者は別々に作成されることを原則にしたと理解できる。そもそも、讓状は被讓与者一人ずつに宛てて作成されるため、讓状一通ずつに同じ置文の内容を記すのは煩わしかっただろう。こうした文書作成の技術的な側面に鑑みても、讓状と置文は別々に作成されるべき文書だったと考えられよう。

ただし、次の文書のように、讓状と置文が同じ文書に記されることもあった。

【史料4】「中条文書」⁽²⁹⁾

〔弘安六年四月五日讓状〕
(端裏書)

讓与

美濃国飛鳥郷・越後国白河庄内水原条地頭職之事

七郎家綱

右、以家綱、讓与件所々事実也、更不可有他妨、所当公事無懈怠可令勤仕、依讓与所帶之状如件、

一、次男右衛門尉家政仁、伊勢国拜野西庄・下野国中泉西荒居富吉

東西郷・越後国白河庄内山浦四ヶ条定地頭職、若右衛門尉家政無子孫者、七郎家綱於子孫可相統所也、更不可有他妨、依置文状如件、

〔二八三〕
弘安六年四月五日 民部大夫行定(裏花押)

【表】No.32の事例でもある、大見行定が子息の家綱に与えた讓状である。行定は、家綱に対する讓状に続けて、次男家政に讓与する所領と、家政に子孫がない場合は家綱がこれらの所領を相統するように規定した置文を記したことがわかる。このように讓状と置文が同じ文書に記されることもあったのだが、それでも両者は明確にわけて記載された点に注目したい。これは、行定が讓状と置文の属性・機能の違いを意識していたことを示すものと捉えられる。つまり、讓状と置文が同じ文書に記されたこの事例からは、両者は属性・機能の違いにより原則的に区別して作成されるべきものだったことがより明瞭に知られるのである。⁽³⁰⁾

むろん、讓状と置文が別々に作成されるといっはあくまでも原則にすぎず、熊谷直勝の讓状⁽³¹⁾のように、置文と渾然一体化した讓状も確認できる。すなわち、この直勝の讓状は前文と全二十七箇条の一つ書きから構成されているが、讓状の内容は前文および第二条・第三条に記され、それ以外は置文の内容が記されているのである。しかし、この讓状の場合、被讓与者は直氏一人だったために、讓状と置文の内容が一つにまとめられたと考えられ、例外的な文書と見るべきと考える。

② 武家置文の法的性格

1 武家置文の法的効力

次に本章では、武家置文の法的性格について追究する。最初に、置文が

いつ、どのようにして作成され、そして公開されたのかを考察することで、その法的効力のあり方について明らかにしてみたい。その際、管見の限りでは、武家の置文の作成・公開の様相を示す史料は見当たらないため、これと関係の深い譲状の作成・公開の様相から類推することにする。

次の史料は、中世の武家による譲状の作成・公開の様相をよく示す史料として注目される。

【史料5】「市河文書」⁽³²⁾

氏女等申云、弘長四年弘長四年二月十七日譲状為謀書由事、無其謂、^①宝蓮二月十七日令書彼譲状之時者、後家并子息等皆被立其前之間、為泰者隔遣戸令居住畢、但宝蓮妹平出、一人許不立其座、所見知也、而^②廿一日宝蓮葬送之後、令披見彼譲状之處、書紙二枚不繼之間、繼彼状之處、為泰并長能加繼目判之後、為泰請取中野内田在家、令知行之、志久見内田在家者、氏女雖計宛之、為泰所不請取也、而今為謀書之由、令申之条奸謀也、

中野宝蓮の遺領をめぐって争った、子息の為泰と宝蓮後家尼・娘の藤原氏・養子の長能との相論に対する鎌倉幕府の裁許状の一節である。ここには、後家尼等論人側の主張が記されている。これによると、二月十七日に宝蓮が譲状を書く時、後家と子息たちはみな宝蓮の前から退き、妹の平出尼一人だけが残ってその様子を確認した⁽³³⁾（傍線部①）。そして、二十一日に宝蓮の葬送を済ませた後、後家と子息たちは初めて宝蓮の譲状を見たところ、二枚に書かれた譲状が貼り継がれていなかったため、これを貼り継いで為泰と長能が継ぎ目に花押を据えたという（傍線部②）。

この事例を見ると、譲状は被譲与者（得分親）がいない場で譲与者によって作成され、譲与者の葬送後、被譲与者に公開されたことが知られ

る。前述したように、この譲状の作成と公開の様子は論人側が述べたものだが、これについては訴人側も幕府法廷も問題視していないことから、信用しうる記述と捉えられる。したがって、小瀬玄士氏が指摘するように⁽³⁴⁾、譲与⇨財産配分は譲与者の意思だけで行われ、譲与者と被譲与者との間ではこれに関する合意は行われなかったことがわかる。すると、譲状の譲与効力を補完する機能を果たした置文もまた、その作成は譲与者の意思だけで行われ、内容に関しては被譲与者との合意を必要としなかったと指摘できよう。この点は、置文の原則の一つである継目裏花押からもうかがえる。すなわち、複数紙にわたって置文が記される場合、継ぎ目裏には譲与者（制定者）の花押が据えられたが、これは置文の内容が譲与者の意思だけで定められたことを示していると考えられるのである。

前述したように【史料5】には、譲状の公開は譲与者の葬送後に行われた様子が確認できる。したがって、置文もこれに合わせて公開されたと推測されよう。すると、その場において、被譲与者間による譲状と置文の内容確認が行われたと考えられる⁽³⁵⁾。このように考えると、譲状も置文もその効力は譲与者の死後に発生するのを基本とし、それは被譲与者間による内容確認⇨合意形成によって担保されたことが知られよう⁽³⁶⁾。置文は譲状とともに譲与者の意思のみで作成されたが、被譲与者の追認を受けることで、法的効力が担保されたと考えられるのである。

2 幕府法制と武家置文

続いて、鎌倉幕府法制との関係から武家置文の法的性格について考察してみたい。

鎌倉幕府の法廷では、譲状を譲与者の意思を最も端的に示す文書と位置づけ、譲与の証拠としては最も有効な証文と認めていた。しかしその一方で、譲状以外の文書でも、その文面に譲与者の譲与意思が確認でき

れば、幕府はその文書をもとに讓与を認めることもあったことが知られている⁽³⁷⁾。次の史料は、このような幕府の讓与安堵方針を武家側が把握したうえで、置文を讓状の代替文書にした様子がかがえ、興味深い。

【史料6】「熊谷文書」⁽³⁸⁾

たいくくのゆつりさうせうもんら、御くたしふみを、にねうし
 やまたのむすめに、あつけをくいんすの事、あはせて十一つ也、

(中略)

この事、をのこらをさしをきて、ねうしにあつくる事ハ、二郎・
 三郎ハありといへとも、いんかうをやのため□ふちうにして、こと
 く直時かめいをそむくによりて、ふけうなり、たし、をうな
 こ、をのこらのなかに、直時かそんさうの時、こ、ろやすき
 ともから候ハ、あいはからう事候へし、もし又、せけんのならひ
 にて、うちもしに候事候ハ、これをゆつりさうとして、このとこ
 ろをハ、やまたのねうはうちきやうちすへし、(中略)、もしのため
 に、かきをく所也、かしく、
 こうちやう三年十月八日
 直時(花押)
 しひつなり、のちのうたかひ候へからす候、

【表】No.15の事例でもある、熊谷直時の置文である。二郎と三郎の二人の子息が不孝をしたとして、代々の証書類を娘の山田女房に預け置く旨を記したものとわかる。この史料で注目すべきは、傍線部である。ここで直時は、心安き子どもたちがいままに死没した際には、この置文を讓状として用い、山田女房が所領を知行するように命じている。この措置は、上記の幕府の讓与安堵方針を把握した直時が、予め置文に讓与意思を記しておくことで、置文を讓状の代替文書としても使用できる

ようにしたものと同理解できよう。讓与に関して、幕府法廷(法制)において置文は讓状よりも法的効力が低い文書と位置づけられたが、この事例のように讓与者が自らの讓与意思を記載することで、置文は讓状と同等の法的効力を持つ相続文書にもなりえたのである。

さて、正応年間(一二八八〜九三)より、幕府は異姓他人に流出した御家人の所領の回復を目指して、本主権の保護政策⁽³⁹⁾「本主興行令」を推進したことが、小瀬氏によって明らかにされている⁽³⁹⁾。この政策は、異姓他人への讓与⁽⁴⁰⁾所領流出を禁止するために讓状等に記載された、本主(讓与者)の子孫に対する将来にわたる遵守事項⁽⁴¹⁾「本主誠状」の法的効力を幕府が保障するものであり、具体的には本人が死没しているために権限を行使できない本主に代わって、幕府がその意思を積極的に保護し、それに反する行為を処分するというものだった。その結果、一族内部の規範にすぎなかった本主の規定は、より一般的な規範として、その所領に関わる一族以外の第三者に対しても機能するようになったという。

このように、十三世紀末から幕府が推進した本主興行令により、本主誠状の法的効力は幕府権力によって保障されるようになったのだが、次の【史料7・8】に見えるように置文は「遺誠状」・「誠状」とも呼ばれた事実を踏まえると、それは本主興行令の最たる保護対象になり、法的効力を高めたことが予想される。このような予想をもとに史料を眺めてみると、実際、次のような史料を見出すことができる。

【史料7】「山口文書」⁽⁴⁰⁾

〔(端裏銘) 洪谷弥三郎入道重心陳状 嘉元三三八廿九〕
 〔(座) 国入来院内上副田村地頭洪谷弥三郎入道重心謹陳申、
 (中略)〕

右、訴状云、於山口村者、祖父念心、以弘安十年、載四至仟佰於讓状、讓与惟重之条、状文炳焉也、仍知行無相違之処、伯父重心去弘

安五年以来踏越堺、令押領惟重分領当村内若干田畠・在家・山野等云々、^取此条、以念心之讓状、互可知行之条、勿論之処、^①惟重令押領重心分領之間、雖可訴申、如曾祖父善心置之遺誠状、^{惣領平次郎者、入道帶之}堺已下相論出来者、可随一門之計、於背此儀之輩者、雖有道理、可定于負云々、仍重心守彼遺誠之趣、一門等可有所談之由、承諾之間、^{念カ}重心存其旨之処、^②惟重恐奸曲、猥差違而背彼置文之誠、無道濫訴之企、招自科畢、(後略)

十四世紀初頭の嘉元三年、薩摩国人来院内山口村をめぐる相論において、論人の渋谷重心が幕府法廷に提出すべく作成した陳状である。これを見ると、重心は訴人の惟重の方が所領を押領してきたので幕府に訴えようとしたが、相論は一門内で解決するように規定した曾祖父善心の遺誠状を守り、一門の談合に裁定を委ねることを承諾したとある(傍線部①)。^①。そのうえで重心は、今回惟重が幕府に訴えた行為を、善心の遺誠に背くものと批難していることがわかる(傍線部②)。また、傍線部②には善心の遺誠状が「置文之誠」と表記されており、置文だったことが確認できる。

この陳状のなかで重心は、惟重が善心の遺誠状に置文に違反する一方、自身はこれを遵守したことを強く訴えたことが知られるが、この重心の法廷戦術は幕府の本主興行令を意識したものであったことは間違いないだろう。このように十四世紀の幕府法廷では、本主の遺誠が記された置文を遵守したと主張することで、自己の立場の正当性が担保されるようになったのであり、本主興行令を背景に置文の法的効力が高まった様子うかがえるのである。

次の史料は、この様子をより端的に示すものとして注目される。

【史料8】「佐田文書」⁽⁴⁾

大和前司頼房申豊前国田河郡柿原名地頭職事

右、当職者、頼房高祖父大和前司入道々賢 右大将家御代、為板井兵衛尉種遠之跡令拝領、迄祖父中内左衛門入道定空、相伝知行之間、讓与子息壹岐三郎入道覚実畢、^①爰定空為令遺跡、雖分讓面々子孫、彼輩無実子之跡者、為嫡子通房分可領知、又現不調令成他人所領之時者、通房申子細可知行、此両条者、嫡々相続可致沙汰之旨、^(二六八)文永五年四月十日書置誠状之処、^②覚実背彼状、沽却当名於異姓他人同国御家人桑原弥四郎入道々兼之上者、任誠状、可被付惣頼頼房之由、捧件置文、就訴申、雖尋下、道兼背両度召文不参之間、^(三〇八)延慶元年十二月十七日、以当国御家人陶山小次郎・日奈古孫四郎為広等、尋問難決実否之処、如為広執進今年二月十九日道兼請文者、当名地頭職者、自本主覚実子息尊智等手、道兼子息虎夜又丸令相伝領掌之由、承伏之上、背度々催促、終以不参对之条、云儀理、云難決、無所遁欺、^③然則、於彼地頭職者、任定空置文之旨、頼房可令領掌也者、依仰下知如件、

延慶二年六月十二日

前上総介平朝臣(花押)^(北条致顕)

宇都宮頼房の訴えに対して発給された、鎮西探題の裁許状である。傍線部②によると、頼房は、覚実が祖父の定空の誠状に背いて柿原名地頭職を異姓他人の桑原道兼に売却したとして、誠状の規定に従って当該地頭職を自身に与えるように訴えたことがわかる。定空の誠状は、傍線部③に「置文」とも記されているが、その内容は傍線部①から判明する。すなわち、定空は所領を子息たちに譲与するにあたり、(1)彼らに実子がなければ嫡子の通房が譲与所領を知行すること、(2)彼らが譲与所領を他人のものとするようなことがあれば、通房は訴訟を経たうえで知行することとし、この両条は嫡子が代々受け継いで対処するよ

うにと規定したのである。

訴えを受けた鎮西探題は、覚実が出頭命令に応じなかつたうえに、道兼が提出した請文から、柿原名地頭職は覚実の子息の尊智から道兼の子息の虎夜叉丸に譲られたことが判明したことを受けて、傍線部③にあるように「定空置文之旨」に任せて頼房による当該地頭職の知行を認める判決を下したのだった。鎮西探題は、定空の誠状⁴³置文の内容を認定し、その規定通りの判決を下したわけだが、この鎮西探題の判決は、本主興行令にもとづくものであることは一目瞭然だろう。このように、本主興行令によって置文の規定は幕府権力の保障を受けることになり、その法的効力が高まった様子が確認できるのである。

前節で検討したように、もともと置文は讓状と同じく讓与者の意思のみで作成されたため、被讓与者の追認を受けることで法的効力が担保された。それゆえ、置文の法的効力がおよぶ範囲は、その内容を追認した被讓与者の世代までだった。しかし、十三世紀末の本主興行令により置文の規定は幕府権力によって保障されるようになった結果、それは追認した被讓与者の世代を越えた法的効力を持つに至り、永続的な規範性を獲得する契機になったと考えられるのである。⁴⁴

③ 武家置文の変容

1 武家置文の家法化

最後に本章では、南北朝期以降の武家置文の特色について考察し、その変容の実態を追究する。

この課題に迫るうえでまず注目されるのが、岡邦信氏が「入来院文書」のなかから見出した⁴⁵、世代を越えた同一置文規定の踏襲という現象であ

る。实例を示そう。

【史料9】「入来院文書」⁴⁴

讓与

所 子息虎五郎丸

(中略)

右、於所領等者、重門重代相伝所領也、仍虎五郎丸仁相副次弟調渡⁴⁶手繼証文等、限永代所讓与也、於御公事者、任先例可致支配者也、次重門以後所領之事、雖有数輩之兄弟、守其器用、惣領一人仁一⁴⁷所ヲモ不殘可讓与之也、若背此旨、所領ヲ於分与数子之輩者、不可有重門之子孫⁴⁸、如此定置上者、若万一ニモ所領ヲ雖分讓、任此状之旨、於惣領一人之計、押而可令知行者也、且為後証、所書載置文之趣也、仍讓状如件、

建徳二年十月十五日

彈正少弼重門(花押)

【史料10】「入来院文書」⁴⁵

讓与

所 子息菊五郎丸

(中略)

右、於所領等者、重頼重代相伝所領也、仍菊五郎丸仁相副次弟調渡⁴⁹手繼証文等、限永代所讓与也、於御公事者、任先例可致支配者也、次重頼以後所領之事、雖有数輩之兄弟、守其器用、惣領一人仁一⁵⁰所ヲモ不殘可讓与之也、若背此旨、所領ヲ於分与数子之輩者、不可有重頼之子孫⁵¹、如此定置上者、若万一ニモ所領ヲ雖分讓、任此状之旨、於惣領一人之計、押而可令知行者也、且為後証、所書載置文之趣也、仍讓状如件、

応永十三年十一月十五日

重頼(花押)

前者が嫡子の虎五郎丸（渋谷重頼）に宛てた渋谷重門の讓状、後者が嫡子の菊五郎丸（渋谷重長）に宛てた渋谷重頼の讓状である。両者を比べると、宛所（被讓与者）・発給者（讓与者）・年月日を除いて、両者はまったくの同文であることがわかる（中略部分にある讓与所領も同じ）。ここで注目すべきは波線部である。ここには、今後は所領をすべて惣領（嫡子）一人に讓与することとし、もしこれに違反して惣領が所領をほかの子どもたちにも分け与えるようなことがあれば、彼らを子孫と認めないため、次の惣領は自分の判断でその所領を取り戻して知行するように記されているが、傍線部にあるように、これは置文の規定を引用したものとわかる。そして、両者の波線部は同文であることから、重頼の置文は父重門のそれをそのまま踏襲したものと判明する。⁴⁶以後、入来院渋谷氏では重長の孫の重豊まで讓状が作成されたが、これらの讓状にも波線部の文言が記されており、重門の置文の規定が踏襲され続けたことが確認できるのである。

ところで、両者の讓状とも嫡子単独相続を規定しているが、波線部を踏まえると、これは置文の規定に則ったものとわかる。したがって、このように置文の規定に則って讓状が作成されるようになった点も、南北朝以降の武家置文の特色として注目されよう。

このように南北朝以降、世代を越えた同一置文規定の踏襲⁴⁸という現象が現れ、さらには讓状が置文の規定に則って作成されるようになることが確認できるが、これらは置文のいかなる変容の様相を表しているのだろうか。この点に関して、世代を越えた同一置文規定の踏襲という現象に着目した岡氏は、これが入来院渋谷氏において重門の置文が所領相続に際して確認されるべき「家法」として定着した様相を表している⁴⁹と指摘した。この岡氏の指摘は正鵠を射たものと思われるが、これは取りも直さず、讓与に関して置文が讓状よりも上位の法規になった様相をも表していると理解できよう。讓状が置文の規定に則って作成されるよう

になった事実もまた、そうした様相を端的に表していると考えられる。したがって、南北朝以降、世代を越えた同一置文規定の踏襲という現象が現れ、さらには讓状が置文の規定に則って作成されるようになったという事実は、置文が家法化するとともに、それが讓状よりも上位の法規になった様相を表していると考えられるのである。⁵⁰

それでは、南北朝以降に置文が家法化し、讓状の上位に位置づく法規になった背景とは、いったいいかなるものと考えられるだろうか。このことを考えるうえで想起されるのが、前章で考察した、鎌倉幕府の本主興行令にもとづく置文の法的効力の向上である。すなわち、異姓他人への所領流出の防止を目的とした十三世紀末の鎌倉幕府の本主興行令を受けて、異姓他人への讓与を禁じることを眼目とした置文の規定は幕府権力によって保障されるようになった結果、被讓与者の世代を越えた法的効力を持つに至った。⁵¹これを契機に、置文は永続的な規範性を持つ法規と認識されるようになったと考えられ、このような社会認識の定着を背景に、武家の家では置文が家法化し、讓状の上位に位置づく法規として扱われるようになったと考えられるのである。

2 父子二頭体制と武家置文

十五世紀になると、次のような置文が現れる点も注目される。

【史料11】「小早川文書」⁵²

陽満ゆつり状ともそむかれ候ましく候、但、ゆつりお、くハあるましく候、^{（中川仲義）}天門のゆつり状も、身と又五郎ハかりならてハあるましく候、^{（批判）}不分明支証など出候ハん^{（沙汰）}さは、よくくさ^{（粗忽）}らして、^{（批判）}ひはんあるへく候、^{（兄弟）}そここのさたあるましく候、^{（男女）}一、なんによともにきやうたいとも、よくくはこくまれ候へく候、^{（育）}

(中略)

一、法浄寺はつはし(信仰)んかう申さるへく候、ふ(無沙汰)さたあるましく候、
此条々為心得申候、仍如件、

〔前弘景法名〕

嘉吉三年八月十二日

陽満(花押影)

中務少輔殿

十五世紀半ばに作成された、竹原小早川氏の弘景の置文案である。一見してわかるように、この置文案は嫡子の盛景を宛所としているが、十五世紀になると、このように嫡子を宛所とする置文が散見されるようになるのである。⁽⁵³⁾このことから、嫡子を宛所とする置文の出現も、南北朝以降の武家置文の特色として把握できると考える。

しかし、第一章で見たように、宛所のある置文自体は、少ないながらも鎌倉期から確認できる。だが、鎌倉期の宛所を持つ置文は、【表】に確認できるように、必ずしも対象を嫡子に限ったわけではなかった。これに対して、十五世紀以降の置文の宛所は、嫡子に限定されるようになるのである。これは、武家の家の構造的な変化と関連すると推測されるが、それはいったいどのようなものと考えられるだろうか。

そこで想起されるのが、戦国期の武家の家における父子二頭体制(政治)である。すなわち、戦国期の武家の家では、家督は生前の内にその地位を嫡子に譲与して隠居するものの、嫡子(現家督)の後見として引き続き政務に関与し、この両者によって統率される体制がしばしば見受けられるのである。⁽⁵⁴⁾こうした武家の家における父子二頭体制は、戦国期に顕著に観察されるものだが、木村信幸氏は吉川氏を事例に、これが十五世紀前半時から確認できることを指摘している。⁽⁵⁵⁾この木村氏の研究を踏まえると、【史料11】の置文案を作成した小早川弘景も、正長二年(一四二九)には所領を盛景に譲っていたことから、これと同時に家督

の地位も譲って隠居したと目され、十五世紀中葉時の竹原小早川氏の家も父子二頭体制を構築していたと理解できる。すると、十五世紀における嫡子を宛所とする置文の出現とは、当該期の武家の家における父子二頭体制の構築と関連する現象と考えられよう。

父子二頭体制の構築に伴い、置文の宛所が嫡子に限定されたことで、その内容は家督相続時に家督(隠居)と嫡子(次期家督)との間でのみ確認し公開されるようになり、そのほかの得分親たち⇨庶子はその場から排除されたと考えられる。そしてその一方で、前節で見たように、当該期には置文の家法化という現象も現れ、家法化された置文の内容が讓状に引用されるだけとなり、それ自体が一族に公開されることはなくなったと見られる。このように十五世紀以降、武家の家が父子二頭体制という構造に変化する一方、置文が家法化されていくことにより、武家の置文は公開性を希薄化させ、「秘される文書」へと変容していったと考えられるのである。

おわりに

以上、本稿では、中世の武家置文は讓状と密接な関係を持ちながらも、それとは初発的に属性・機能を異にする別個の文書として成立したという理解を前提に、武家置文の属性・機能・法的性格を考察し、その本質を追究した。また、南北朝以降の武家置文の特色についてもあわせて考察し、その変容の実態を追究した。本稿の結論をまとめると、次のようになる。

中世の武家置文の属性は、所領讓与に際し、本来制定者⇨讓与者の口頭によって伝えられるはずの相続人⇨被讓与者が果たすべき責務を、後世のために記録することにあつた。置文に記された相続人⇨被讓与者が果たすべき責務の規定は、同時に作成された讓状の施行細目でもあり、

置文は讓状の讓与効力を補完する機能を果たしたといえる。讓状も置文も、讓与者の意思のみで作成されたが、その死後に被讓与者間による内容確認⇨合意形成がなされることで、その世代における法的効力が担保された。ところが、異姓他人への所領流出の防止を目的とした十三世紀末の鎌倉幕府の本主興行令により、異姓他人への讓与を禁じることを眼目とした置文の規定は幕府権力によって保障されるようになった結果、それは被讓与者の世代を越えた法的効力を持つに至り、永続的な規範性を獲得する契機になった。南北朝期以降、武家の家では置文が家法化し、讓状の上位に位置づく法規になったが、このような現象は本主興行令にもとづく置文の法的効力の向上を受けてのことと見られる。十五世紀になると、武家の家における父子二頭体制の構築に伴い、宛所を嫡子に限定する置文が出現した。この置文の内容は、家督相続時に家督（隠居）と嫡子（次期家督）との間でのみ確認⇨公開され、そのほかの得分親たち⇨庶子はその場から排除されたと考えられる。一方、家法化された置文の内容も讓状に引用されるだけになり、それ自身が一族に公開されることはなくなった。こうして十五世紀以降、武家の置文は公開性を希薄化させ、「秘される文書」へと変容していったのである。

「秘される文書」となった武家の置文は、次第にその数を減少させていくが、これと入れ替わるようにして現れるのが分国法である。分国法はその内容から、家臣を統制することを目的とした家中法と、領国・領民を統制することを目的とした領国法に分類されるが、実際にはこの二つが渾然一体となっていた。⁽⁵⁷⁾これに対し、武家の置文も、鎌倉末期以降になると同様の特徴を持つようになったことが確認でき、⁽⁵⁸⁾両者の間には密接な関係がうかがえるのである。この点に関して、分国法のなかには口頭の詞を用いて仮名書きで書かれたものがあり、かつ内容も思いつくままに書いたため不整合になっているものが見受けられるというが、このような分国法の要素は置文にも確認できる。

このように置文と分国法との間には共通する特徴・要素が認められ、両者の間には史料上の系譜関係が想定できるように思われる。しかし、その一方で、両者には非共通の要素も認められる。たとえば、置文は十五世紀以降、公開性を希薄化させていくのに対し、分国法は家臣・領民へ広く公示されたと指摘されている。このような置文と分国法との非共通性について、ここで詳細に検討を加える準備を持たないが、ひとまず次のように考えることができるだろう。すなわち、そもそも置文は被讓与者を対象として作成されたため、被讓与者が嫡子に限定されるに伴い、秘匿性を強めていった。これに対して分国法は、家中の構成員や領国・領民を広く対象として作成されたため、置文と共通する特徴・要素を持ちつつも、公開性が強い文書になったと考えられよう。

武家置文の研究は、このように分国法を視野に収めることで、いっその深化を図ることができると考える。今後の課題として、ひとまず擱筆したい。

註

- (1) 本稿における中世の武家が作成した置文とは、国家的軍務の遂行主体となった軍事貴族および鎌倉幕府の御家人（一族の女性も含む）とその子孫が作成した置文を意味する。
- (2) 佐藤進「新版 古文書学入門」（法政大学出版局、一九九七年、旧版一九七二年）。以下、置文に関する佐藤氏の研究は、同書二五八〜二六〇頁の記述にもとづく。
- (3) 石井進「家訓・置文・一揆契状」（同ほか校注『中世政治社会思想 上』岩波書店、一九七二年）。
- (4) 石井氏は、置文が処分目録と讓状の両方と密接な関係があるように述べている。しかし、佐藤氏は、前掲書二五三頁において、前者が讓渡者の意思を一方的に表示する文書であるのに対し、後者は讓渡者の意思を相手方に宛てて表示する文書として両者を区別し、置文は前者と密接な関係を持つと指摘している。石井氏は、それにも関わらず右のような見解を提示したのだが、佐藤氏の所説との相違については何ら言及していない。
- (5) 石母田正「解説」（石井進ほか校注『中世政治社会思想 上』）。

- (6) 石母田正同右論文五九一頁。
- (7) たとえば、羽下徳彦「領主支配と法」(『岩波講座日本歴史5 中世1』岩波書店、一九七五年)は、武家の置文を個別領主法の「形態と捉えて、領主層の内部規範としての置文から、身分層序と秩序維持と公平・撫民の意思を表現するものへと発展すると論じた。また、この羽下氏の所説に対して、田中修實「置文」(同『日本中世の法と権威』高科書店、一九九三年、初出一九八六年)は批判を提示した。
- (8) 代表的な成果として、岡邦信「中世武家の法と支配」(信山社、二〇〇五年)が挙げられる。
- (9) 異昌子「相統の観点からみる『処分状』」(『史学雑誌』二〇一二年、二〇一二年)。
- (10) 異昌子「九条家の相統にみる『処分状』の変遷と衰退」(『史学雑誌』二〇一八年、二〇一八年)。
- (11) たとえば、「長楽寺文書」仁安三年(一一六八)六月二十日付源義重讓状・同置文(『平安遺文』三四六六号・三四六七号)がある。
- (12) この点に関して、藤直幹「武家家法形成の諸問題」(同『武家時代の社会と精神』創元社、一九六七年、初出一九四一年)は、武家が制定した諸法の特質は強固な家族主義的精神にもとづいて制定された点にあると理解し、その普遍的形式を示しているものが讓状であり、これを特殊化した点にあると理解し、両者の関係を考察している。武家諸法の特質に対する藤氏の理解には、当時の支配イデオロギーである家族国家観が反映されており首肯できないが、讓状と置文の親和性を見出して両者の関係を具体的に考察した点は評価されるべきと考える。
- (13) 佐藤進一前掲書二五九頁。
- (14) No.1については、『熊谷市史 資料編2 古代・中世 本編』(熊谷市、二〇一三年)第二章第一節(林讓氏執筆)参照。No.7については、拙稿「偽文書に記された『物領職』」(拙著『中世武士団構造の研究』校倉書房、二〇一一年、初出二〇一〇年)参照。No.62については、川添昭二「肥前千葉氏について」(同『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出一九六八年)参照。
- (15) この十八点の置文のうち六点が、主に仮名表記の文書を作成した女性の置文であり、さらにそのうち六点が同一人物(尼深妙)によるものである。そこでこれらの文書を除くと、残りの十一点は男性が作成した置文となり、そのうち七点が漢字表記の置文とわかる。こうした点からも、鎌倉時代半ばまでの置文は漢字表記の割合が高いことが、確認できるだろう。
- (16) 【表】No.32の大見行定の置文は、讓状に記されているため除外する。
- (17) 佐藤進一前掲書二五一頁。
- (18) この点は、鎌倉初期に成立したと推定される文例集である『雑筆要集』(『続群書類従』第一輯下)に収められた讓状の文例が、漢字表記になっていることからも指摘できる。
- (19) 佐藤進一前掲書二四七頁。
- (20) 蔵持重裕「声と顔の中世史」(『歴史文化ライブラリー23』、吉川弘文館、二〇〇七年)一三〇〜一三八頁。
- (21) 笠松宏至「『日付のない訴陳状』考」(同『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九七七年)。
- (22) 前述したように、武家の置文のなかには書札様の様式で書かれたものがあるほか、『雑筆要集』には置文の文例が載っていないことも傍証になると考える。
- (23) 蘭部寿樹「村落定書の成立と変遷」(同『日本中世村落文書の研究』小笠子社、二〇一八年、初出二〇一四・二〇一五年)。
- (24) 前述したように、鎌倉時代半ば以降、武家の置文は漢字表記のものが著しく減少するが、消滅するに至らない。この傾向を踏まえ、武家の置文の属性を以上のように理解できるとすると、少ないながらも置文をあえて漢字で表記するという行為は、次世代を越えて参照されるべき永続的な規範にすることを意識(希望)した行為と考えられよう。
- (25) 貞和五年閏六月二十三日付渋谷重勝讓状案(『南北朝遺文九州編』以下、『南九』と略称)二六〇五号)。
- (26) 貞和五年閏六月二十三日付渋谷重勝置文(『南九』二六〇六号)。
- (27) 永仁二年十一月十一日付伊賀頼泰讓状案(『鎌倉遺文』以下、『鎌』と略称)一八九五号)。
- (28) 「相良文書」延慶四年(一一三一)二月二十五日付相良連道置文(『鎌』二四二二六号)は、「た^(大略)い^(音)り^(音)やく^(音)し、ゆ^(音)のこ^(音)さ^(音)すとい^(音)ゑとも、もし^(音)を^(音)も^(音)いた^(音)す^(音)事^(音)あら^(音)ハ、を^(音)て^(音)か^(音)き^(音)を^(音)かん^(音)た^(音)め^(音)ニ、か^(音)ミ^(音)の^(音)を^(音)く^(音)を^(音)の^(音)こ^(音)さ^(音)す^(音)と^(音)記^(音)し、實際に後日の書き足しを想定してわざと奥に余白を残していることが確認できる。制定者の遺言・遺命を記す置文は、必要に応じてその都度追記をしても構わない文書だったことが知られるわけだが、こうした文書スタイルは、財産等に対する権利の移転を証明するとともに、讓与行為を承認してもらうべく讓与者の所属する地方行政機構ないしは支配者に提出する必要があった讓状にはなじまない。このように文書スタイルの点からも、置文と讓状の属性・機能の差異が明瞭にうかがえよう。
- (29) 弘安六年四月五日付大見行定讓状(『鎌』一四八三五号)。
- (30) 類例として、「香宗我部家伝証文」嘉元四年(一一三〇)四月十六日付香宗我部重通讓状(『鎌』一二二六一号)を挙げられる。この讓状の奥には、翌日付で、讓状に違反した者は不孝であるので、惣領がその者の所領を進退するようにとの遺命違反者に対する制裁規定が記されているが、その内容からこれは置文と見なすことができ、この史料も讓状と置文が同じ文書に記された事例と捉えることができる。この讓状で注目すべきは、讓状自体は漢字表記になっているのに対し、

奥書＝置文は仮名表記になっているという点である。すなわち、この史料からも、讓状と置文は同じ文書に記されることがあっても、両者の属性・機能の違いが意識された様子がうかがえるのである。

- (31) 「熊谷文書」元徳三年(一二三三)三月五日付熊谷直勝讓状(鎌三二二七六号)。
 (32) 文永二年(一二六五)閏四月十八日付関東下知状(鎌九二八五号)。
 (33) 本相論を詳細に分析した西谷地晴美「中世前期の讓状と証文」(神戸大学文学部紀要)二三号、一九九六年)によると、妹の平出尼は宝蓮遺領の相続者ではなかったため、讓状作成の証人の有資格者となりえたという。
 (34) 小瀬玄士「鎌倉幕府の財産相続法」(『史学雑誌』一二一七号、二〇二二年)。
 (35) 「遠野南部文書」嘉元二年(一二三〇四)五月二十四日付曾我泰光置文(鎌二一八三三三号)には、置文は「太郎光頼にあつけをく」ことが記されているが、このように嫡子(次期家督)が置文を保管することを示す事例はほかにも確認できる。したがって、置文は公開された後、嫡子の手元に保管されたと見られよう。なお、この点に関して、廣田浩治「文書の所持と機能からみた中世武士団」(河音能平編『中世文書論の視座』東京堂出版、一九九六年)は、「島津文書」を事例に、惣領は一族の者にとつての本公驗・重書を集中して所持したことを指摘している。置文が嫡子の手元に保管されたことも、こうした惣領による文書管理のあり方を示すものと捉えられよう。
- (36) この点に関して、西谷地晴美前掲論文は、「讓状作成には、相続に利害関係を持たない最も信頼できる親族のみが立ち会ってその証人となり、讓渡者没後、葬送に参列した一族の前で讓状が公開されて、その効力が発効したというのが、中世前期の相続手続きの一つの典型的な姿だった(一二一三頁)と指摘している。
- (37) 小瀬玄士前掲論文参照。
 (38) 弘長三年(一二六三)十月八日付熊谷直時置文(鎌八九九八号)。
 (39) 小瀬玄士前掲論文参照。以下、本主興行令に関する記述は、すべて同論文による。
 (40) 嘉元三年七月日付渋谷重心陳状(鎌二二二九二号)。なお、「鎌倉遺文」の編者はこの文書を案文としているが、小林一岳「一揆の法の形成」(同『日本中世の一揆と戦争』校倉書房、二〇〇一年、初出一九八七年)はこの文書が正文であることを確認している。そのため本稿では、この小林氏の判断に従うことにする。
- (41) 延慶二年六月十二日付鎮西下知状(鎌二二二七〇〇号)。
 (42) 前述したように、本主興行令の意図は異姓他人への所領流出の防止にあり、それは異姓他人への讓与を禁じる本主の意思と合致するものだった。それゆえ、本主興行令によって置文の規定は幕府権力の保障を得られたのである。したがって、かりに本主興行令の意図に合致しない置文が存在した場合、その規定は幕府権力の保障を得ることができず、永続的な規範性を獲得することは難しかったと考えられる。
- (43) 岡邦信「置文と一族間相論」(同前掲書、初出一九八二年)。
 (44) 建徳二年十月十五日付渋谷重門讓状(『南九』四九〇三三)。
 (45) 応永十三年十一月十五日付渋谷重頼讓状(朝河貫一著書刊行委員会編『入来文書』(日本学術振興会、一九六七年)所収「入来院家文書」(以下、「入来院家」と略称)八六号)。なお、東京大学史料編纂所に所蔵されている本讓状の原本を確認したところ、法量は三二・五×九七・四cmの長大な文書になっているもの、一紙に書かれていることが確認できた。この事実、本讓状を作成するにあたり、長大な料紙を用意したことを示しており、興味深い。この点に関して、荒木和憲氏のご教示によると、対馬歴史民俗資料館所蔵の「内山家文書」に収められた十五世紀の文書のなかにも、横幅が八〇cm以上の長大な料紙を用いた文書が確認できるという。このような長大な料紙を用いた文書は、中世後期の九州に特有の文書の可能性もあり、今後の検討が待たれる。
- (46) 「入来院文書」には、重門・重頼双方の置文が現存している(「入来院家」一六二号・六三三)。
 (47) 「入来院文書」応永三十年(一四三三)八月十六日付渋谷重長讓状(「入来院家」八七号)、「同」嘉吉元年(一四四一)二月二十七日付渋谷重長讓状(「入来院家」八五号)、「同」永伝元年(延徳二年・一四九〇)八月二十一日付渋谷重豊讓状(「入来院家」四七号)。なお、重長が二度讓状を作成したのは、嫡子の重茂が早世したことによる。
- (48) 当然のことながら、このような置文は定型的なものとなり、多様な内容の複数の簡条書きが並ぶ従来の置文とは、様式面からも著しく異なったものに変化することになる。
- (49) 岡邦信前掲論文。
 (50) 第一章で見たとように、もともと置文は讓状の施行細目を規定する文書として作成されており、讓与に関しては従たる文書であった。ところが、十四世紀後半になると、讓状は置文の規定に則って作成されるようになり、讓状よりも置文の方が主たる文書になったのである。この点に関して、武家文書を通覧すると、漢字表記を原則としていた讓状は、十四世紀以降、仮名表記のものが多くなる印象を受ける。これは、仮名表記を原則とした置文が讓与に関して主たる文書となったことを受けて、讓状が置文の表記方法の影響を受けたことによる変化と捉えられよう。
- (51) 南北朝期以降多数確認できるようになる、「史料9・10」に見えるような嫡子単独相続を規定した置文は、幕府権力による保障を最も期待でき、被讓与者の世代を越えた法的効力を持つ置文になったと考えられる。
- (52) 嘉吉三年八月十二日付陽満(小早川弘景)置文写(『中世法制史料集第四卷武家家法Ⅱ』(以下、「武家家法Ⅱ」と略称)一六四号)。

- (53) 【史料11】のほか、「赤堀文書」永享十年（一四三八）八月日付良貞（後藤理季）置文（『武家家法Ⅱ』一六二号）、「小早川文書」（年欠）十月二日付小早川弘景置文写（『武家家法Ⅱ』一八七号）、「田総文書」文明十七年（二四八五）二月九日付田総豊里置文（『武家家法Ⅱ』二〇六号）などがある。
- (54) 戦国期の武家の家における父子二頭体制については、さしあたり、山室恭子『中世のなかに生まれた近世』（吉川弘文館、一九九一年）参照。
- (55) 木村信幸「国人領主吉川氏の権力編成」（『史学研究』二二五号、一九九九年）。
- (56) 「小早川文書」正長二年七月二十日付陽満自筆讓状（『大日本古文書 小早川家文書之二』七八号）。
- (57) 以下、分国法に関する記述は、清水克行『戦国大名と分国法』（岩波新書1729、岩波書店、二〇一八年）による。
- (58) この点に関しては、さしあたり、羽下徳彦前掲論文参照。

（国立歴史民俗博物館研究部）

（二〇二〇年一月二七日受付、二〇二〇年七月九日審査終了）

the details of the codified testament were also referred to in the deed of transfer, the testament itself was no longer made available to the household. In this way, from the 15th century, the availability of warrior testaments became sparse, and they were transformed into “secret documents.”

Key words: Testaments, Deeds of Transfer, Kana (cursive syllabary) writing system, Enhancing the efficacy of the deed of transfer, The Kamakura Shogunate Policy Guaranteeing the Will of the Grantor (*honshu-kogyorei*)

Testaments and Deeds of Transfer within Medieval Warrior Households

TANAKA Hiroki

Based on the understanding that, from the outset, the testaments produced by medieval warrior households were documents with attributes and functions that were distinct from—even while being closely related to—deeds of transfer, this paper, in pursuit of the very essence of such warrior testaments, considers their attributes, functions, and legal characteristics by comprehensively gathering examples of these documents from the Kamakura period. The characteristics of warrior testaments from the Nanboku-cho period and thereafter are also studied, and the reality of their transformation is investigated.

One attribute of medieval warrior testaments is that, for the benefit of future generations, such documents record the duties to be fulfilled by the inheritor (transferee) that should be conveyed orally by the original enactor (transferer) at the time of the transfer of territory. The stipulations regarding the duties to be fulfilled by the inheritor (transferee) stated on the testament are found in the detailed enforcement regulations of the deed of transfer produced at the same time, and the testament is said to fulfil a function that enhances the efficacy of the deed of transfer. Both the deed of transfer and the testament were produced solely at the behest of the transferer. However, by providing a confirmation of the content (formation of consensus) between transferees after the death of the transferer, legal efficacy was ensured for future generations. Incidentally, as a result of the guarantee of the provisions of the testament by means of the authority of the shogun because of the Kamakura Shogunate policy guaranteeing the will of the grantor (*honshu-kogyorei*) at the end of the 13th century, this practice reached legal efficacy beyond the generation of the transferee and led to the acquisition of a permanent model. In and after the Nanboku-cho period, in warrior households, the testament became codified and legally had a superior position to the deed of transfer; however, such a phenomenon is also seen in the provision of increased legal efficacy for testaments based on the *honshu-kogyorei*. By the 15th century, along with the construction of the parent–child tandem system among warrior households, testaments appeared that limited the address to the heirs only. The details of such testaments were confirmed (available) only between the household head (retired) and the heir (successor to the household headship) at the time of the succession to the household headship, and the other inheritors (illegitimate children) may have been excluded from that location. However, as